

議案第 9 号

佐野市手数料条例の改正について

佐野市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市手数料条例の一部を改正する条例

佐野市手数料条例（平成 1 7 年佐野市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号中「とき」の次に「（別表に定める建築関係手数料を徴収する事務に係る国、都道府県又は建築主事を置く市町村（本市を除く。）が行う申請又は通知に対する事務を除く。）」を加える。

別表建築関係手数料の部の表第 2 号の項を次のように改める。

(2) 建築基準法 (以下この表において「法」という。) 第 6 条第 1 項又は第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項、第 8 7 条の 4 又は第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請	(1) 建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料 次に掲げる金額を合算した金額 ア 次に掲げる区分に応じた金額	
	申請部分の床面積の合計	申請 1 件につき
	30㎡以下	9, 000 円
	30㎡を超え100㎡以下	16, 000 円
	100㎡を超え200㎡以下	28, 000 円
	200㎡を超え500㎡以下	43, 000 円
	500㎡を超え1, 000㎡以下	66, 000 円
	1, 000㎡を超え2, 000㎡以下	94, 000 円
	2, 000㎡を超え10, 000㎡以下	190, 000 円
	10, 000㎡を超え50, 000㎡以下	310, 000 円
	50, 000㎡を超える場合	560, 000 円

又は通知

確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。

イ 仕様基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（第47号の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。第47号の項及び第48号の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を要する建築物 次に掲げる区分に応じた金額

（ア） 一戸建ての住宅である場合

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	11,000円
200㎡以上	13,000円

（イ） 長屋又は共同住宅である場合

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	21,000円
300㎡以上2,000㎡未満	34,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	54,000円
5,000㎡以上	71,000円

（2） 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料

種類	1基につき
建築設備（小荷物専用昇	15,000円

	降機を除く。次項において同じ。)	
	確認を受けた建築設備の計画の変更	8,000円
	小荷物専用昇降機	7,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更	6,000円
	工作物	13,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更	7,000円

別表建築関係手数料の部の表第3号の項中「第7条第1項」を「第7条第4項又は第18条第21項」に改め、同項建築物に関する完了検査申請手

数料の表中	20,000円	を	22,000円	に改め、同項
	25,000円		32,000円	
	36,000円		50,000円	
	63,000円		75,000円	
	81,000円		97,000円	
	150,000円		180,000円	
	240,000円		280,000円	
	470,000円		560,000円	

中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請手数料の表中

24,000円	を	27,000円	に改め、同部の表第4号
35,000円		42,000円	
61,000円		73,000円	
78,000円		93,000円	
140,000円		160,000円	
230,000円		270,000円	
460,000円		550,000円	

の項中「第7条の3第1項」を「第7条の3第4項又は第18条第29項」に改め、同表第39号の8の項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第3

38号)」を「令」に改め、同項を同表第39号の10の項とし、同表第39号の7の項の次に次の2項を加える。

(39)の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）第137条の12第6項の規定による認定	既存不適格建築物の敷地の接道に関する建築基準法令の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき 27,000円
(39)の9 令第137条の12第7項の規定による認定	既存不適格建築物の道路内建築制限に関する建築基準法令の適用除外に係る認定申請手数料	申請1件につき 27,000円

別表建築関係手数料の部の表第41号の項第3号アの表中

15,000円	を	16,000円	に改め、同部の表第44号
23,000円		28,000円	
37,000円		43,000円	

の項第1号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第15条第1項」を「建築物エネルギー消費性能向上法第14条第1項」に改め、同項第2号アの表中

「 <table><tr><td>15,000円</td></tr><tr><td>23,000円</td></tr><tr><td>37,000円</td></tr></table> 」	15,000円	23,000円	37,000円	を	「 <table><tr><td>16,000円</td></tr><tr><td>28,000円</td></tr><tr><td>43,000円</td></tr></table> 」	16,000円	28,000円	43,000円	に改め、同部の表第47号
15,000円									
23,000円									
37,000円									
16,000円									
28,000円									
43,000円									

の項中「第12条第1項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「非住宅部分の」を「その」に、「汚染処理場」を「汚物処理場」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能向上法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この

項及び第 5 2 号の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)」を「建築物エネルギー消費性能基準」に、「、次項及び第 5 2 号の項」を「及び次項」に改め、同号アの表中

1,000㎡未満	25,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	35,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	87,000円

を

300㎡未満	18,000円
300㎡以上1,000㎡未満	25,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	35,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	89,000円

に改め、同号イ中「、次

項及び第 5 2 号の項」を「及び次項」に改め、同号イの表中

1,000㎡未満	29,000円
----------	---------

を

300㎡未満	21,000円
300㎡以上1,000㎡未満	29,000円

に、

39,000円
94,000円
130,000円

を

40,000円
95,000円
140,000円

に改め、同号を同項第 2 号

とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じた金額

ア 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200㎡未満	32,000円
200㎡以上	36,000円

イ 性能基準と仕様基準を併用する場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
-------------	-----------

200㎡未満	24,000円
200㎡以上	26,000円

別表建築関係手数料の部の表第47号の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に規定する建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（イに係るものを除く。） 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 性能基準を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	32,000円
200㎡以上	36,000円

(イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	24,000円
200㎡以上	26,000円

イ 共同住宅等の部分 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 性能基準を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	65,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	260,000円

(イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	48,000円
300㎡以上2,000㎡未満	80,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	140,000円
5,000㎡以上	200,000円

ウ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) モデル建物法を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	82,000円
300㎡以上1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	220,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	290,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

(イ) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	340,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	490,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	600,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	710,000円
25,000㎡以上	810,000円

別表建築関係手数料の部の表第48号の項中「第12条第2項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「同条第1項」を「建築物エネルギー消費性能向上法第11条第1項」に改め、同項第2号を削り、同項第1号中「非住宅部分の」を「その」に改め、同号ア中「前項第1号ア」を「前項第2号ア」に改め、同号イ中「前項第1号イ」を「前項第2号イ」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じた金額

ア 性能基準を用いる場合 前項第1号アに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ 性能基準と仕様基準を併用する場合 前項第1号イに規定する金額の2分の1に相当する金額

別表建築関係手数料の部の表第48号の項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に規定する建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（イに係るものを除く。） 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 性能基準を用いる場合 前項第3号ア(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合 前項第3号ア(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

イ 共同住宅等の部分 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 性能基準を用いる場合 前項第3号イ(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合 前項第3号イ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

ウ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) モデル建物法を用いる場合 前項第3号ウ(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項第3号ウ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

別表建築関係手数料の部の表第49号の項中「第12条第2項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に、「第47号の項第2号」を「第47号の項第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「非住宅部分の」を「その」に、「第47号の項第1号」を「第47号の項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 一戸建ての住宅に係る軽微な変更であることの証明 第47号の項第1号に規定する金額の2分の1に相当する金額

別表建築関係手数料の部の表第50号の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項第1号ア中「第35条第1項第1号」を「第30

条第1項第1号」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 一戸建ての住宅に係る申請

a 誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	32,000円
200㎡以上	36,000円

b 誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	18,000円

c 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	24,000円
200㎡以上	26,000円

(イ) (ア)に掲げる申請以外の申請 次のaからhまでに掲げる金額を合計した金額

a 住宅部分（dからfまでに掲げるものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	32,000円
200㎡以上	36,000円

b 住宅部分（dからfまでに掲げるものを除き、誘導仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	18,000円

- c 住宅部分（dからfまでに掲げるものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200㎡未満	24,000円
200㎡以上	26,000円

- d 共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	65,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	260,000円

- e 共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	31,000円
300㎡以上2,000㎡未満	53,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	97,000円
5,000㎡以上	140,000円

- f 共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	48,000円
300㎡以上2,000㎡未満	80,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	140,000円
5,000㎡以上	200,000円

- g 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	82,000円
300㎡以上1,000㎡未満	100,000円

1, 000㎡以上2, 000㎡未満	130, 000円
2, 000㎡以上5, 000㎡未満	220, 000円
5, 000㎡以上10, 000㎡未満	290, 000円
10, 000㎡以上25, 000㎡未満	340, 000円
25, 000㎡以上	400, 000円

- h 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	210, 000円
300㎡以上1, 000㎡未満	260, 000円
1, 000㎡以上2, 000㎡未満	340, 000円
2, 000㎡以上5, 000㎡未満	490, 000円
5, 000㎡以上10, 000㎡未満	600, 000円
10, 000㎡以上25, 000㎡未満	710, 000円
25, 000㎡以上	810, 000円

別表建築関係手数料の部の表第50号の項第2号中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号アの表中

15, 000円
23, 000円
37, 000円

を

16, 000円
28, 000円
43, 000円

に改め、同部の表第51号

の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号イ(ウ)中「aからeまで」を「aからiまで」に改め、同号イ(ウ)a中「性能基準」を「誘導性能基準」に、「bに」を「dからfまでに」に改め、同号イ(ウ)e中「及びd」を「、d、e、f、g及びh」に改め、同号イ(ウ)eを同号イ(ウ)iとし、同号イ(ウ)d中「前項第1号イ(イ)d」を「前項第1号

イ(イ)h」に改め、同号イ(ウ)dを同号イ(ウ)hとし、同号イ(ウ)c中「前項第1号イ(イ)c」を「前項第1号イ(イ)g」に改め、同号イ(ウ)cを同号イ(ウ)gとし、同号イ(ウ)b中「性能基準」を「誘導性能基準」に、「前項第1号イ(イ)b」を「前項第1号イ(イ)d」に改め、同号イ(ウ)bを同号イ(ウ)dとし、同号イ(ウ)dの次に次のように加える。

e 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導仕様基準を用いるものに限る。） 前項第1号イ(イ)eに規定する金額の2分の1に相当する金額

f 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。） 前項第1号イ(イ)fに規定する金額の2分の1に相当する金額

別表建築関係手数料の部の表第51号の項第1号イ(ウ)aの次に次のように加える。

b 住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導仕様基準を用いるものに関し、dからfまでに掲げるものを除く。） 前項第1号イ(イ)bに規定する金額の2分の1に相当する金額

c 住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに関し、dからfまでに掲げるものを除く。） 前項第1号イ(イ)cに規定する金額の2分の1に相当する金額

別表建築関係手数料の部の表第51号の項第2号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別表建築関係手数料の部の表第52号の項を削り、別表都市計画関係手数料の部の表中

(8) 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	470円	を
--------------------------------------	-------------	----------

(8) 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	470円		
(9) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項又は第34条第2項の規定により許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る同法第18条第1項の規定による中間検査又は特定盛土等に関する工事に係る同法第37条第1項の規定による中間検査	開発区域の面積	3,000㎡以下	3,700円
		3,000㎡を超え20,000㎡以下	5,600円
		20,000㎡を超え40,000㎡以下	9,400円
		40,000㎡を超え70,000㎡以下	16,000円
		70,000㎡を超え100,000㎡以下	28,000円
		100,000㎡を超える場合	39,000円

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表都市計画関係手数料の部の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

理 由

建築基準法等の改正に伴い建築関係手数料を改め、宅地造成及び特定盛

土等規制法のみなし許可に係る中間検査の手数料を定め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 9 号参考資料

佐野市手数料条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
(手数料の免除)			(手数料の免除)		
第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は徴収しない。			第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料は徴収しない。		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 官公署から請求のあったとき。			(2) 官公署から請求のあったとき <u>(別表に定める建築関係手数料を徴収する事務に係る国、都道府県又は建築主事を置く市町村（本市を除く。）が行う申請又は通知に対する事務を除く。)</u> 。		
(3)・(4) (略)			(3)・(4) (略)		
2 (略)			2 (略)		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(略)			(略)		
建築関係手数料			建築関係手数料		
(表略)			(表略)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
(2) 建築基準法 (以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第87条第1	建築物に関する確認申請手数料		(2) 建築基準法 (以下この表において「法」という。)第6条第1項又は第18条第2	(1) 建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料 次に掲げる金額を合算した金額	
	申請部分の床面積の合計	申請1件につき		ア 次に掲げる区分に応じた金額	
	30㎡以下	9,000円		申請部分の床面積の合計	申請1件につき
	30㎡を超え100㎡以下	15,000円		30㎡以下	9,000円
	100㎡を超え200㎡以下	23,000円			

項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認

200㎡を超え500㎡以下	37,000円
500㎡を超え1,000㎡以下	66,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	94,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	190,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	310,000円
50,000㎡を超える場合	560,000円
確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。	

項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は通知

30㎡を超え100㎡以下	16,000円
100㎡を超え200㎡以下	28,000円
200㎡を超え500㎡以下	43,000円
500㎡を超え1,000㎡以下	66,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以下	94,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以下	190,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以下	310,000円
50,000㎡を超える場合	560,000円
確認を受けた建築物の計画の変更の場合及び建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更の場合は、変更、移転、修繕、模様替等に係る床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、増加する部分の床面積）を床面積とする。	

イ 仕様基準（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（第47号の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。第47号の項及び第48号の項において同じ。）に適合するかどうかの審査を要する建築物 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 一戸建ての住宅である場合

申請部分の床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	11,000円

若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査	30㎡を超え100㎡以下	<u>20,000円</u>
	100㎡を超え200㎡以下	<u>25,000円</u>
	200㎡を超え500㎡以下	<u>36,000円</u>
	500㎡を超え1,000㎡以下	<u>63,000円</u>
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	<u>81,000円</u>
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	<u>150,000円</u>
	10,000㎡を超え50,000㎡以下	<u>240,000円</u>
	50,000㎡を超える場合	<u>470,000円</u>
	(略)	
	(略)	
中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請手数料		
	申請部分の床面積の合計	申請1件につき
	(略)	(略)
	100㎡を超え200㎡以下	<u>24,000円</u>
	200㎡を超え500㎡以下	<u>35,000円</u>
	500㎡を超え1,000㎡以下	<u>61,000円</u>
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	<u>78,000円</u>
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	<u>140,000円</u>
	10,000㎡を超え50,000㎡以下	<u>230,000円</u>
	50,000㎡を超える場合	<u>460,000円</u>
(4) 法第7条の3第1項 (法第87条	(略)	

又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査	30㎡を超え100㎡以下	<u>22,000円</u>
	100㎡を超え200㎡以下	<u>32,000円</u>
	200㎡を超え500㎡以下	<u>50,000円</u>
	500㎡を超え1,000㎡以下	<u>75,000円</u>
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	<u>97,000円</u>
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	<u>180,000円</u>
	10,000㎡を超え50,000㎡以下	<u>280,000円</u>
	50,000㎡を超える場合	<u>560,000円</u>
	(略)	
	(略)	
中間検査の合格証交付を受けた建築物に関する完了検査申請手数料		
	申請部分の床面積の合計	申請1件につき
	(略)	(略)
	100㎡を超え200㎡以下	<u>27,000円</u>
	200㎡を超え500㎡以下	<u>42,000円</u>
	500㎡を超え1,000㎡以下	<u>73,000円</u>
	1,000㎡を超え2,000㎡以下	<u>93,000円</u>
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	<u>160,000円</u>
	10,000㎡を超え50,000㎡以下	<u>270,000円</u>
	50,000㎡を超える場合	<u>550,000円</u>
(4) 法第7条の3第4項又は第18条	(略)	

の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査			第29項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査		
(略)	(略)		(略)	(略)	
			(39)の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）第137条の12第6項の規定による認定 既存不適格建築物の敷地の接道に関する建築基準法令の適用除外に係る認定申請手数料 申請1件につき27,000円		
			(39)の9 令第137条の12第7項の規定による認定 既存不適格建築物の道路内建築制限に関する建築基準法令の適用除外に係る認定申請手数料 申請1件につき27,000円		
(39)の8 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による認定 (略)	(略)	(略)	(39)の10 令第137条の16第2号の規定による認定 (略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)												
(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等（長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画及び同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1)・(2) (略) (3) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 <table><tr><td>申出部分の床面積の合計</td><td>申出1件につき</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30㎡を超え100㎡以下</td><td><u>15,000円</u></td></tr><tr><td>100㎡を超え200㎡以下</td><td><u>23,000円</u></td></tr><tr><td>200㎡を超え500㎡以下</td><td><u>37,000円</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> イ・ウ (略)	申出部分の床面積の合計	申出1件につき	(略)	(略)	30㎡を超え100㎡以下	<u>15,000円</u>	100㎡を超え200㎡以下	<u>23,000円</u>	200㎡を超え500㎡以下	<u>37,000円</u>	(略)	(略)	
申出部分の床面積の合計	申出1件につき													
(略)	(略)													
30㎡を超え100㎡以下	<u>15,000円</u>													
100㎡を超え200㎡以下	<u>23,000円</u>													
200㎡を超え500㎡以下	<u>37,000円</u>													
(略)	(略)													
(略)	(略)	(略)												
(44) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「都	低炭素建築物新築等計画（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次 に掲げる区分に応じた金額													

(略)	(略)	(略)												
(41) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等（長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画及び同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1)・(2) (略) (3) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による申出次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 <table><tr><td>申出部分の床面積の合計</td><td>申出1件につき</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30㎡を超え100㎡以下</td><td><u>16,000円</u></td></tr><tr><td>100㎡を超え200㎡以下</td><td><u>28,000円</u></td></tr><tr><td>200㎡を超え500㎡以下</td><td><u>43,000円</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> イ・ウ (略)		申出部分の床面積の合計	申出1件につき	(略)	(略)	30㎡を超え100㎡以下	<u>16,000円</u>	100㎡を超え200㎡以下	<u>28,000円</u>	200㎡を超え500㎡以下	<u>43,000円</u>	(略)	(略)
申出部分の床面積の合計	申出1件につき													
(略)	(略)													
30㎡を超え100㎡以下	<u>16,000円</u>													
100㎡を超え200㎡以下	<u>28,000円</u>													
200㎡を超え500㎡以下	<u>43,000円</u>													
(略)	(略)													
(略)	(略)	(略)												
(44) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「都	低炭素建築物新築等計画（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1) 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 次 に掲げる区分に応じた金額													

市低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定による申請に対する審査

ア 当該低炭素建築物新築等計画が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。)に適合する旨を証する書類(品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「建築物エネルギー消費性能向上法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があった場合

(ア)・(イ) (略)

イ (略)

(2) 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額

ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

申出部分の床面積の合計	申出1件につき
(略)	(略)
30㎡を超え100㎡以下	15,000円
100㎡を超え200㎡以下	23,000円
200㎡を超え500㎡以下	37,000円
(略)	(略)
備考 (略)	

市低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定による申請に対する審査

ア 当該低炭素建築物新築等計画が都市低炭素化促進法第54条第1項第1号に掲げる基準(以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。)に適合する旨を証する書類(品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。)の添付があった場合

(ア)・(イ) (略)

イ (略)

(2) 都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額

ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

申出部分の床面積の合計	申出1件につき
(略)	(略)
30㎡を超え100㎡以下	16,000円
100㎡を超え200㎡以下	28,000円
200㎡を超え500㎡以下	43,000円
(略)	(略)
備考 (略)	

イ・ウ（略）		イ・ウ（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）
(47) 建築物エネルギー消費性能向上法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		(47) 建築物エネルギー消費性能向上法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）
	(1) 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び第49号の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じた金額		
	ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能向上法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基		

イ・ウ（略）		イ・ウ（略）							
（略）	（略）	（略）	（略）						
(47) 建築物エネルギー消費性能向上法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		(47) 建築物エネルギー消費性能向上法第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。）						
	(1) 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じた金額								
	ア 性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合								
	<table><tr><th>申請に係る床面積の合計</th><th>申請1件につき</th></tr><tr><td>200㎡未満</td><td>32,000円</td></tr><tr><td>200㎡以上</td><td>36,000円</td></tr></table>		申請に係る床面積の合計	申請1件につき	200㎡未満	32,000円	200㎡以上	36,000円	
申請に係る床面積の合計	申請1件につき								
200㎡未満	32,000円								
200㎡以上	36,000円								
	イ 性能基準と仕様基準を併用する場合								
	<table><tr><th>申請に係る床面積の合計</th><th>申請1件につき</th></tr><tr><td>200㎡未満</td><td>24,000円</td></tr><tr><td>200㎡以上</td><td>26,000円</td></tr></table>		申請に係る床面積の合計	申請1件につき	200㎡未満	24,000円	200㎡以上	26,000円	
申請に係る床面積の合計	申請1件につき								
200㎡未満	24,000円								
200㎡以上	26,000円								
	(2) その全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項及び第49号の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じた金額								
	ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項に								

準（以下この項及び第52号の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び第52号の項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
1,000㎡未満	25,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	35,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	87,000円
(略)	(略)

イ 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び第52号の項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
1,000㎡未満	29,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	39,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	94,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	130,000円
(略)	(略)

（2） 前号に規定する建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じた金額

において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	18,000円
300㎡以上1,000㎡未満	25,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	35,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	89,000円
(略)	(略)

イ 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	21,000円
300㎡以上1,000㎡未満	29,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	40,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	140,000円
(略)	(略)

ア モデル建物法を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

イ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

(3) 前2号に規定する建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（イに係るものを除く。） 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 性能基準を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200㎡未満	32,000円

<u>200㎡以上</u>	<u>36,000円</u>
---------------	----------------

(イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請1件につき</u>
<u>200㎡未満</u>	<u>24,000円</u>
<u>200㎡以上</u>	<u>26,000円</u>

イ 共同住宅等の部分 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) 性能基準を用いる場合

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請1件につき</u>
<u>300㎡未満</u>	<u>65,000円</u>
<u>300㎡以上2,000㎡未満</u>	<u>100,000円</u>
<u>2,000㎡以上5,000㎡未満</u>	<u>180,000円</u>
<u>5,000㎡以上</u>	<u>260,000円</u>

(イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請1件につき</u>
<u>300㎡未満</u>	<u>48,000円</u>
<u>300㎡以上2,000㎡未満</u>	<u>80,000円</u>
<u>2,000㎡以上5,000㎡未満</u>	<u>140,000円</u>
<u>5,000㎡以上</u>	<u>200,000円</u>

ウ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じた金額

(ア) モデル建物法を用いる場合

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請1件につき</u>
<u>300㎡未満</u>	<u>82,000円</u>

			<table><tr><td>300㎡以上1,000㎡未満</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>2,000㎡以上5,000㎡未満</td><td>220,000円</td></tr><tr><td>5,000㎡以上10,000㎡未満</td><td>290,000円</td></tr><tr><td>10,000㎡以上25,000㎡未満</td><td>340,000円</td></tr><tr><td>25,000㎡以上</td><td>400,000円</td></tr></table> (イ) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 <table><tr><td>申請に係る床面積の合計</td><td>申請1件につき</td></tr><tr><td>300㎡未満</td><td>210,000円</td></tr><tr><td>300㎡以上1,000㎡未満</td><td>260,000円</td></tr><tr><td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td><td>340,000円</td></tr><tr><td>2,000㎡以上5,000㎡未満</td><td>490,000円</td></tr><tr><td>5,000㎡以上10,000㎡未満</td><td>600,000円</td></tr><tr><td>10,000㎡以上25,000㎡未満</td><td>710,000円</td></tr><tr><td>25,000㎡以上</td><td>810,000円</td></tr></table>	300㎡以上1,000㎡未満	100,000円	1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円	2,000㎡以上5,000㎡未満	220,000円	5,000㎡以上10,000㎡未満	290,000円	10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円	25,000㎡以上	400,000円	申請に係る床面積の合計	申請1件につき	300㎡未満	210,000円	300㎡以上1,000㎡未満	260,000円	1,000㎡以上2,000㎡未満	340,000円	2,000㎡以上5,000㎡未満	490,000円	5,000㎡以上10,000㎡未満	600,000円	10,000㎡以上25,000㎡未満	710,000円	25,000㎡以上	810,000円
300㎡以上1,000㎡未満	100,000円																														
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円																														
2,000㎡以上5,000㎡未満	220,000円																														
5,000㎡以上10,000㎡未満	290,000円																														
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円																														
25,000㎡以上	400,000円																														
申請に係る床面積の合計	申請1件につき																														
300㎡未満	210,000円																														
300㎡以上1,000㎡未満	260,000円																														
1,000㎡以上2,000㎡未満	340,000円																														
2,000㎡以上5,000㎡未満	490,000円																														
5,000㎡以上10,000㎡未満	600,000円																														
10,000㎡以上25,000㎡未満	710,000円																														
25,000㎡以上	810,000円																														
(48) 建築物エネルギー消費性能向上法第12条第2項の規定による同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画 (以下この項及び	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(48) 建築物エネルギー消費性能向上法第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能向上法第11条第1項に規定する建	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (1) 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じた金額 ア 性能基準を用いる場合 前項第1号アに規定する金額の2分の1に相当する金額 イ 性能基準と仕様基準を併用する場合 前項第1号イに規定する金額の2分の1に相当する金額																												

次項において「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。)の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) <u>非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u> 次に掲げる区分に応じた金額 ア モデル建物法を用いる場合 <u>前項第1号アに規定する金額の2分の1に相当する金額</u> イ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 <u>前項第1号イに規定する金額の2分の1に相当する金額</u> (2) <u>前号に規定する建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u> 次に掲げる区分に応じた金額 ア モデル建物法を用いる場合 <u>前項第2号アに規定する金額の2分の1に相当する金額</u> イ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 <u>前項第2号イに規定する金額の2分の1に相当する金額</u>	建築物エネルギー消費性能確保計画 (以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。)の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(2) <u>その全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u> 次に掲げる区分に応じた金額 ア モデル建物法を用いる場合 <u>前項第2号アに規定する金額の2分の1に相当する金額</u> イ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 <u>前項第2号イに規定する金額の2分の1に相当する金額</u> (3) <u>前2号に規定する建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</u> 次に掲げる金額を合算した金額 ア <u>住宅部分(イに係るものを除く。)</u> 次に掲げる区分に応じた金額 (ア) <u>性能基準を用いる場合</u> <u>前項第3号ア(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額</u> (イ) <u>性能基準と仕様基準を併用する場合</u> <u>前項第3号ア(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</u> イ <u>共同住宅等の部分</u> 次に掲げる区分に応じた金額 (ア) <u>性能基準を用いる場合</u> <u>前項第3号イ(ア)に規定</u>
---	--	---	---

			する金額の2分の1に相当する金額 (イ) 性能基準と仕様基準を併用する場合 前項第3号イ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額 ウ 非住宅部分 次に掲げる区分に応じた金額 (ア) モデル建物法を用いる場合 前項第3号ウ(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額 (イ) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項第3号ウ(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額
(49) 建築物エネルギー消費性能向上法第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明申請手数料 (1) 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物に係る軽微な変更であることの証明 第47号の項第1号に規定する金額の2分の1に相当する金額 (2) 前号に規定する建築物以外の建築物に係る軽微な変更であることの証明 第47号の項第2号に規定する金額の2分の1に相当する金額	(49) 建築物エネルギー消費性能向上法第11条第2項又は第12条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明申請手数料 (1) 一戸建ての住宅に係る軽微な変更であることの証明 第47号の項第1号に規定する金額の2分の1に相当する金額 (2) その全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物に係る軽微な変更であることの証明 第47号の項第2号に規定する金額の2分の1に相当する金額 (3) 前2号に規定する建築物以外の建築物に係る軽微な変更であることの証明 第47号の項第3号に規定する金額の2分の1に相当する金額
(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項の規定による申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能向上法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算	(50) 建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項の規定による申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物エネルギー消費性能向上法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に関する認定申請手数料 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算

出して得た金額を合算した金額

ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第35条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合

（ア）・（イ）（略）

イ ア以外の場合

（ア） 一戸建て住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	31,000円
200㎡以上	35,000円

出して得た金額を合算した金額

ア 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合

（ア）・（イ）（略）

イ ア以外の場合

（ア） 一戸建ての住宅に係る申請

a 誘導性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	32,000円
200㎡以上	36,000円

b 誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を用いる場合

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
-------------	---------

(イ) (ア)に掲げる申請以外の申請 次の a から d までに掲げる金額を合計した金額

a 住宅部分（bに掲げるものを除き、性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200㎡未満	31,000円
200㎡以上	35,000円

b 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	63,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	250,000円

c 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）

200㎡未満	16,000円
200㎡以上	18,000円

c 誘導性能基準と誘導仕様基準を併用する場合

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200㎡未満	24,000円
200㎡以上	26,000円

(イ) (ア)に掲げる申請以外の申請 次の a から h までに掲げる金額を合計した金額

a 住宅部分（dからfまでに掲げるものを除き、誘導性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200㎡未満	32,000円
200㎡以上	36,000円

b 住宅部分（dからfまでに掲げるものを除き、誘導仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	18,000円

c 住宅部分（dからfまでに掲げるものを除き、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
200㎡未満	24,000円

る。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	80,000円
300㎡以上1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

d 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

200㎡以上	26,000円
--------	---------

d 共同住宅等の部分（誘導性能基準を用いるものに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	65,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	260,000円

e 共同住宅等の部分（誘導仕様基準を用いるものに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	31,000円
300㎡以上2,000㎡未満	53,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	97,000円
5,000㎡以上	140,000円

f 共同住宅等の部分（誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	48,000円
300㎡以上2,000㎡未満	80,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	140,000円
5,000㎡以上	200,000円

g 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー

消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。)を用いるものに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	82,000円
300㎡以上1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	220,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	290,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

h 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。)を用いるものに限る。)

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	340,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	490,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	600,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	710,000円
25,000㎡以上	810,000円

	(2) 建築物エネルギー消費性能向上法第35条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 <table><tr><th>申出部分の床面積の合計</th><th>申出1件につき</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30㎡を超え100㎡以下</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>100㎡を超え200㎡以下</td><td>23,000円</td></tr><tr><td>200㎡を超え500㎡以下</td><td>37,000円</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">備考 (略)</td></tr></table> イ・ウ (略)	申出部分の床面積の合計	申出1件につき	(略)	(略)	30㎡を超え100㎡以下	15,000円	100㎡を超え200㎡以下	23,000円	200㎡を超え500㎡以下	37,000円	(略)	(略)	備考 (略)		
申出部分の床面積の合計	申出1件につき															
(略)	(略)															
30㎡を超え100㎡以下	15,000円															
100㎡を超え200㎡以下	23,000円															
200㎡を超え500㎡以下	37,000円															
(略)	(略)															
備考 (略)																
(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第36条第1項の規定による変更の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額 ア (略) イ ア以外の場合 (ア)・(イ) (略) (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる申請以外の申請 申請1件につき次のaからeまでに掲げる金額を合計した金額 a 住宅部分(建築物エネルギー消費性能向上計画	(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第1項の規定による変更の認定に対する審査														

	(2) 建築物エネルギー消費性能向上法第30条第2項の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア 法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査 <table><tr><th>申出部分の床面積の合計</th><th>申出1件につき</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>30㎡を超え100㎡以下</td><td>16,000円</td></tr><tr><td>100㎡を超え200㎡以下</td><td>28,000円</td></tr><tr><td>200㎡を超え500㎡以下</td><td>43,000円</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">備考 (略)</td></tr></table> イ・ウ (略)	申出部分の床面積の合計	申出1件につき	(略)	(略)	30㎡を超え100㎡以下	16,000円	100㎡を超え200㎡以下	28,000円	200㎡を超え500㎡以下	43,000円	(略)	(略)	備考 (略)		
申出部分の床面積の合計	申出1件につき															
(略)	(略)															
30㎡を超え100㎡以下	16,000円															
100㎡を超え200㎡以下	28,000円															
200㎡を超え500㎡以下	43,000円															
(略)	(略)															
備考 (略)																
(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第1項の規定による変更の認定に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じた金額を算出して得た金額を合算した金額 ア (略) イ ア以外の場合 (ア)・(イ) (略) (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる申請以外の申請 申請1件につき次のaからiまでに掲げる金額を合計した金額 a 住宅部分(建築物エネルギー消費性能向上計画	(51) 建築物エネルギー消費性能向上法第31条第1項の規定による変更の認定に対する審査														

の認定を受けた部分であって、性能基準を用いるものに限り、bに掲げるものを除く。) 前項第1号イ(イ) aに規定する金額の2分の1に相当する金額

b 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、性能基準を用いるものに限る。） 前項第1号イ(イ) bに規定する金額の2分の1に相当する金額

の認定を受けた部分であって、誘導性能基準を用いるものに限り、dからfまでに掲げるものを除く。) 前項第1号イ(イ) aに規定する金額の2分の1に相当する金額

b 住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導仕様基準を用いるものに限り、dからfまでに掲げるものを除く。） 前項第1号イ(イ) bに規定する金額の2分の1に相当する金額

c 住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導性能基準と誘導仕様基準を併用するものに限り、dからfまでに掲げるものを除く。） 前項第1号イ(イ) cに規定する金額の2分の1に相当する金額

d 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導性能基準を用いるものに限る。） 前項第1号イ(イ) dに規定する金額の2分の1に相当する金額

e 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導仕様基準を用いるものに限る。） 前項第1号イ(イ) eに規定する金額の2分の1に相当する金額

f 共同住宅等の部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、誘導性能

	<u>c</u> 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、モデル建物法を用いるものに限る。） <u>前項第1号イ(イ) c</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額 <u>d</u> 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。） <u>前項第1号イ(イ) d</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額 <u>e</u> a、b、c 及び <u>d</u> 以外の住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分 <u>前項第1号イ(イ)</u>に規定する金額 (2) 建築物エネルギー消費性能向上法<u>第36条第2項</u>において準用する建築物エネルギー消費性能向上法<u>第35条第2項</u>の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア～ウ (略)		<u>基準と誘導仕様基準を併用するものに限る。)</u> <u>前項第1号イ(イ) f</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額 <u>g</u> 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、モデル建物法を用いるものに限る。） <u>前項第1号イ(イ) g</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額 <u>h</u> 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分であって、標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。） <u>前項第1号イ(イ) h</u>に規定する金額の2分の1に相当する金額 <u>i</u> a、b、c、<u>d</u>、<u>e</u>、<u>f</u>、<u>g</u> 及び <u>h</u> 以外の住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分 <u>前項第1号イ(イ)</u>に規定する金額 (2) 建築物エネルギー消費性能向上法<u>第31条第2項</u>において準用する建築物エネルギー消費性能向上法<u>第30条第2項</u>の規定による申出 次に掲げる審査の区分に応じた金額 ア～ウ (略)
(52) <u>建築物エネルギー消費性能向上法第41条第1項の規定による申請に</u>	<u>建築物エネルギー消費性能基準に関する認定申請手数料</u> (1) <u>当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を証する書類（品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物エネルギー消費性能向上法第15条第1</u>		

対する審査

項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。）の添付があった場合

ア 一戸建て住宅に係る申請 申請1件につき4,700円

イ 共同住宅等に係る申請（共用部分を計算しない評価方法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いる場合にあっては、共用部分の床面積を控除した面積により算定する。ウ(イ)並びに第2号エからカまで及び同号キ(エ)から(カ)までにおいて同じ。)

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請1件につき</u>
<u>300㎡未満</u>	<u>9,000円</u>
<u>300㎡以上2,000㎡未満</u>	<u>18,000円</u>
<u>2,000㎡以上5,000㎡未満</u>	<u>41,000円</u>
<u>5,000㎡以上</u>	<u>74,000円</u>

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次の(ア)から(ウ)までに掲げる金額を合計した金額

(ア) 住宅部分（(イ)に掲げるものを除く。） 申請1件につき4,700円

(イ) 共同住宅等の部分

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請1件につき</u>
<u>300㎡未満</u>	<u>9,000円</u>
<u>300㎡以上2,000㎡未満</u>	<u>18,000円</u>

2,000㎡以上5,000㎡未満	41,000円
5,000㎡以上	74,000円

(ウ) 非住宅部分

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	9,000円
300㎡以上1,000㎡未満	15,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	25,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	74,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	110,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	140,000円
25,000㎡以上	180,000円

(2) 前号以外の場合

ア 一戸建て住宅（モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	16,000円
200㎡以上	17,000円

イ 一戸建て住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
-------------	---------

200㎡未満	16,000円
200㎡以上	17,000円

ウ 一戸建て住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
200㎡未満	31,000円
200㎡以上	35,000円

エ 共同住宅等（フロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

オ 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る申請

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

カ 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請 1 件につき</u>
<u>300㎡未満</u>	<u>63,000円</u>
<u>300㎡以上2,000㎡未満</u>	<u>100,000円</u>
<u>2,000㎡以上5,000㎡未満</u>	<u>180,000円</u>
<u>5,000㎡以上</u>	<u>250,000円</u>

キ 一の建築物全体に係る申請（アからカまでに掲げる申請を除く。） 次の(ア)から(ク)までに掲げる金額を合計した金額

(ア) 住宅部分（(エ)から(カ)までに係るものを除き、モデル住宅法を用いるものに限る。）

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請 1 件につき</u>
<u>200㎡未満</u>	<u>16,000円</u>
<u>200㎡以上</u>	<u>17,000円</u>

(イ) 住宅部分（(エ)から(カ)までに掲げるものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請 1 件につき</u>
<u>200㎡未満</u>	<u>16,000円</u>
<u>200㎡以上</u>	<u>17,000円</u>

(ウ) 住宅部分（(エ)から(カ)までに掲げるものを除き、性能基準を用いるものに限る。）

<u>申請に係る床面積の合計</u>	<u>申請 1 件につき</u>
--------------------	------------------

200㎡未満	31,000円
200㎡以上	35,000円

(エ) 共同住宅等の部分（フロア入力法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

(オ) 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	30,000円
300㎡以上2,000㎡未満	52,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	95,000円
5,000㎡以上	140,000円

(カ) 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請1件につき
300㎡未満	63,000円
300㎡以上2,000㎡未満	100,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	180,000円
5,000㎡以上	250,000円

(キ) 非住宅部分（モデル建物法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	80,000円
300㎡以上1,000㎡未満	100,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	130,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	210,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	280,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	340,000円
25,000㎡以上	400,000円

(ク) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）

申請に係る床面積の合計	申請 1 件につき
300㎡未満	210,000円
300㎡以上1,000㎡未満	260,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満	330,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満	480,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満	590,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満	700,000円
25,000㎡以上	800,000円

都市計画関係手数料

(表略)

都市計画関係手数料

(表略)

手数料を徴収する事務

1 件当たりの金額

手数料を徴収する事務

1 件当たりの金額

(略)	(略)
(8) 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	470円

(略)	(略)		
(8) 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	470円		
(9) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第2項又は第34条第2項の規定により許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る同法第18条第1項の規定による中間検査又は特定盛土等に関する工事に係る同法第37条第1項の規定による中間検査	開発区域の面積	3,000㎡以下	3,700円
		3,000㎡を超え20,000㎡以下	5,600円
		20,000㎡を超え40,000㎡以下	9,400円
		40,000㎡を超え70,000㎡以下	16,000円
		70,000㎡を超え100,000㎡以下	28,000円
		100,000㎡を超える場合	39,000円

(略)	(略)
(略)	(略)